

## 貸室使用の際の注意事項

令和6年12月12日

### 1. 条例に基づく制限

当施設は東大阪市立障害児者支援センター条例に基づき、事業の一部として貸室事業を行っております。そのため以下に当てはまる場合は、当センター貸室を使用することはできませんのでご注意ください。

- ①公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがある時
- ②建物、設備、器具等を損傷する恐れがある時
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の利益となる、又はその恐れがある時
- ④指定管理者が貸室の使用目的が、当センターの設立趣旨にそぐわないと判断した時
- ⑤管理上その他指定管理者において会議室等の使用について支障があると認めるとき

※使用の際、上記の理由により貸室使用の中止を求める場合があります。その際は速やかに使用を中止してください。また返金にも応じません。

### 2. 貸室使用の注意点

①使用当日は、「予約画面の掲示」または「使用許可書」をご持参し、受付にてご提示ください。提示がない場合は、使用できませんのでご注意ください。

※土曜日、日曜日及び夜間は、1F中央監視室警備員に提示してください。

②使用許可を受けた目的以外の使用、または権利の譲渡若しくは転貸禁止します。  
③また、使用許可を受けた部屋以外の館内の使用はできません。(交流スペースなど共有スペースは除く)

④使用者は、使用後速やかに室内を整備し、必ず原状に回復をした上、職員及び警備員(以下、係員)に申し出てください。また、ゴミは必ずお持ち帰りください。

※使用時間には、準備と後片付けの時間も含まれますのでご注意ください。

⑤使用備品については公共施設予約システム上または、窓口において物品使用届を記入の上申し込みをしてください。使用後は直ちに元の位置に戻し、後片付けをして係員へ報告してください。

⑥使用者の扱いにより施設および機器等備品が破損した際は、弁償の対象となりますのでご注意ください。

⑦駐車場台数には限りがあります(21台)。平日は17時までは外来、通園、通所の利用者の送迎等がありますので駐車場の使用はお控えください。近隣のコインパーキングをご使

用ください。

### 3. 遵守事項

- ① 館内で許可なくチラシ等の配布、宣伝、寄付行為等はしないこと
- ② 催物のポスター類を館内に掲示する際は、係員の指示に従ってください
- ③ 所定の場所以外で飲食をしないこと
- ④ 館外より持ち込んだ器具等を使用する際は、事前に許可をとる事
- ⑤ 機械器具及び付属設備は、係員の指示なく使用しないこと
- ⑥ 使用中、建物・設備・器具等を破損、滅失したときは、必ず係員に申しでてください
- ⑦ 使用時間には準備と後片付けをする時間も含まれていますのでご注意ください
- ⑧ 使用後はただちに設備、器具等を元の位置にもどした後、1階受付へご連絡下さい
- ⑨ 敷地内は禁煙です。また火器の使用も禁止されています
- ⑩ 館内使用時は他の利用者の迷惑にならないよう、声や音の大きさにご注意ください
- ⑪ 小会議室1と小会議室2，また多目的教室1と多目的教室2の間はパーティションで仕切られていますが、構造上声や音がもれる可能性がありますのでご注意ください。
- ⑫ 再三の忠告にもかかわらず、貸館の使用状況に改善が認められないときは、使用を中止または制限することがあります

### 4. シャトル便の利用について

・車いすを利用されている方や体の不自由な方等を優先とした若江岩田駅及び荒本駅からのシャトル便を運航しています。シャトル便は6席（助手席・補助席含む）＋車いす席2席の計8人乗りのワゴン車です。

・平日は時刻表通りの巡回運行となります。夜間、土日は1台でのピストン運行となりますので、利用の人数が多い場合はお待ちいただくことがあります。

・平日の18時以降および土・日曜日のシャトル便をご利用になる場合は、貸室利用日5日前までに地域交流まで申し込みが必要です。申し込みは、レピラ HP シャトル便申込フォームから申し込むか、電話、ファックス、メールでも受け付けています。予約がない場合は平日夜間、土・日曜日のシャトル便の配車ができませんので余裕をもって申し込みください。

・土日の始発は8:40分となります。最終便は平日、土曜日とも21:10が最終となります（日曜日は夜間の運行はありません）。